

## 佐賀県告示第 316 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 3 年 8 月 26 日から施行する。

令和 3 年 8 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドル－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート（通称名：5F-EMB-PICA、EMB-2201）及びその塩類
- (2) 化学名 2－（メチルアミノ）－1－（チオフェン－2－イル）プロパン－1－オン（通称名：2-Thiothinone、 $\beta$ k-MPA）及びその塩類
- (3) 化学名 2－シクロヘキシル－1－フェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン（通称名： $\alpha$ -PCYP）及びその塩類

### 2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため